令和８年６月11日

吸収分割に関する事前開示書面

富山県砺波市下中３番地３
日本製麻株式会社
代表取締役　植杉泰久

富山県砺波市下中３番地３
日本製麻分割準備株式会社
代表取締役　植杉泰久

日本製麻株式会社（以下、「分割会社」といいます。）および日本製麻分割準備株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、令和８年５月21日付けで吸収分割契約を締結し、令和８年10月１日を効力発生日として、分割会社の営む食品事業、産業資材事業およびマット事業に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に際し、分割会社が会社法第782条第１項および会社法施行規則第183条にもとづき、承継会社が会社法第794条第１項および会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前開示事項を以下のとおり開示します。

記

1.　吸収分割契約の内容（会社法782条１項２号、第794条第１項）

本件吸収分割の内容は、別紙１「吸収分割契約書」のとおりです。

2.　分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則183条１号、第192条第１号）

本件吸収分割は完全親子会社間で行われるものであり、分割会社に対して、承継会社の株式その他の資産の割当て（対価の交付）を行いませんが、これは、分割会社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、承継会社から分割会社に対して対価を交付する必要性が認められないためです。

以上より、本件吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

3. 会社法758条８号または760条７号に掲げる事項を定めたときは、その事項（会社法施行規則第183条第２号、第192条第２号）

該当事項はありません。

4. 会社法758条５号および６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第３号、第192条第３号）

該当事項はありません。

5. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第４号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社の最終事業年度（令和８年３月期）における計算書類等は別紙２のとおりです。なお、分割会社において、当該末日後に重要な後発事象は生じておりません。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第４号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は令和８年５月８日に成立した会社であり、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙３のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

7. 当事会社の最終事業年度の末日（または成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第５号、第192条第６号）

該当事項はありません。

8. 本件吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第６号、第192条第７号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割の効力発生後における分割会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における分割会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割の効力発生後における承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務（本件吸収分割により免責的債務引受の方法で承継する債務を含みます。）の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙１

吸収分割契約書

日本製麻株式会社（以下、「甲」という。）および日本製麻分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の営む食品事業、産業資材事業およびマット事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務の全てを乙に承継させるための吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、甲が本件事業に関して有する権利義務の全てを乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第２条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

甲（分割会社）　商　　号：日本製麻株式会社
　　所 在 地：富山県砺波市下中３番地３
乙（承継会社）　商　　号：日本製麻分割準備株式会社
　　所 在 地：富山県砺波市下中３番地３

第３条（承継する権利義務）

乙は、本件分割により本件効力発生日（第６条において定義される。以下同じ。）において、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）を甲から承継する。ただし、承継する資産および負債の評価については、2026年３月31日現在の本件事業に係る貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

２　承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する負債については、免責的債務引受けの方法により承継するものとする。ただし、当該承継する負債について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第４条（吸収分割対価）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として金銭等の交付を行わない。

第５条（資本金および準備金）

乙は、本件分割により資本金および準備金の額を増加しない。

第６条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「本件効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上必要が生じた場合、甲および乙は、協議の上、本

件効力発生日を変更することができる。

第７条（株主総会）
　甲は、2026年６月25日に株主総会を開催し、本契約書の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、甲および乙は、協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。
２　乙は、2026年６月25日に株主総会を開催し、本契約書の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、甲および乙は、協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

第８条（本契約の変更、終了等）
　甲および乙は、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変更が生じたときは、甲および乙は、協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第９条（競業避止義務）
　甲は、本件事業およびこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わない。

第10条（移転手続）
　甲および乙は、本件分割により乙が甲から承継する資産の移転に関して、登記、登録または通知その他当該移転に必要となる手続について、協力して行うものとする。
２　前項に定める手続に要する費用（登録免許税等を含むが、これに限られない。）は、乙の負担とする。

第11条（公租公課等の負担）
　本件分割により乙が甲から承継する資産に対する公租公課および保険料等は、本件効力発生日の前日までは甲が、本件効力発生日以後は乙が、それぞれ日割計算により負担するものとする。

第12条（会社財産の管理等）
　本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、本件分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙間にて協議するものとする。

第13条（協議事項）
　本契約に定めるもののほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、別途甲乙協議の上、これを決定する。

第14条（裁判管轄）
　甲および乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

2026年５月21日

甲　住　所　富山県砺波市下中３番地３
会社名　日本製麻株式会社
代表取締役　植杉　泰久　㊞

乙　住　所　富山県砺波市下中３番地３
会社名　日本製麻分割準備株式会社
代表取締役　植杉　泰久　㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

第１　資　産

本件効力発生日において、甲が本件事業に関して有する以下の資産。

１　流動資産

本件事業に属する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）、売掛債権、棚卸資産、前払費用、その他の流動資産

２　固定資産

(1)　有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具備品等の有形固定資産

(2)　無形固定資産

本件事業に属する電話加入権およびソフトウェア等の無形固定資産

(3)　投資その他の資産

本件事業に属する出資金、関係会社の株式、敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

３　繰延資産

第２　負　債

本件効力発生日において、甲が本件事業に関して有する以下の負債。ただし、不法行為債務については、本件事業に関連するか否かにかかわらず承継されないものとする。

１　流動負債

本件事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税および住民税ならびに未払消費税等の流動負債

２　固定負債

本件事業に属する退職給付引当金、受入保証金、預り保証金等の固定負債

第３　承継するその他の権利義務等

１　雇用契約

本件効力発生日において、本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約およびこれに付随する全ての権利義務。

２　その他の契約関係

本件効力発生日において、本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

３　許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの。

４　知的財産権

本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（出願中のものを含む。）。

以　上

別紙２

貸　借　対　照　表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,644,925**	**流動負債**	**562,700**
現金及び預金	998,400	支払手形	14,744
受取手形	15,649	電子記録債務	43,341
売掛金	331,072	買掛金	119,364
商品及び製品	198,510	１年内返済予定の長期借入金	162,014
仕掛品	10,890	未払金	50,337
原材料及び貯蔵品	24,512	未払費用	30,810
未収入金	10,589	未払法人税等	117,652
未収消費税税等	45,829	賞与引当金	21,300
その他	9,471	その他	3,134
固定資産	**1,903,259**	**固定負債**	**873,625**
有形固定資産	**1,622,081**	社債	70,000
建物	672,185	長期借入金	789,184
構築物	22,837	リース債務	1,717
機械装置	426,064	退職給付引当金	11,223
車両運搬具	2,095	長期預り保証金	1,500
工具器具備品	33,999	**負債合計**	**1,436,325**
土地	464,898	**純資産の部**	
無形固定資産	**12,805**	**株主資本**	**2,055,262**
リース資産	2,602	**資本金**	**301,280**
ソフトウエア	1,111	**資本剰余金**	**765,623**
その他	9,091	資本準備金	201,280
投資その他の資産	**268,372**	その他資本剰余金	564,343
投資有価証券	218,000	**利益剰余金**	**993,995**
差入保証金	31,193	利益準備金	10,194
繰延税金資産	11,639	その他利益剰余金	983,800
その他	7,583	繰越利益剰余金	983,800
貸倒引当金	△43	**自己株式**	**△5,636**
繰延資産	**17,575**	**評価・換算差額等**	**57,288**
		その他有価証券評価差額金	57,288
		新株予約権	**16,884**
		純資産合計	**2,129,435**
資産合計	**3,565,760**	**負債・純資産合計**	**3,565,760**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		2,399,669
売　上　原　価		1,821,060
売　上　総　利　益		578,608
販売費及び一般管理費		614,190
営　業　損　失		**35,581**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	15,772	
為　替　差　益	412	
雑　　収　　入	4,318	20,504
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	17,208	
株　式　交　付　費　償　却	9,441	
雑　　損　　失	5,913	32,563
経　常　損　失		**47,641**
特　別　利　益		
関係会社株式売却益	855,296	855,296
税引前当期純利益		**807,655**
法人税、住民税及び事業税	228,853	
法　人　税　等　調　整　額	△4,894	223,959
当　期　純　利　益		**583,695**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、不動産開発事業用の有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

上記以外の有形固定資産(リース資産を除く)

定率法 但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

定額法

3. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、商品または製品の販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引(主として包括予約)を行っております。
ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。

7. 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費
3年間で均等償却しております。
新株予約権発行費
2年間で均等償却しております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)
前事業年度において「未収入金」に含めていた「未収消費税等」は、重要性が増したため、独立掲記しております。

(損益計算書関係)
前事業年度において独立掲記しておりました、「社債利息」「支払保証料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「社債利息」は「支払利息」に、「支払保証料」は「雑損失」に含めて表示しております。また、前事業年度において「雑損失」に含めておりました「株式交付費償却」は重要性が増したため、独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産の減損
(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額
有形固定資産　　1,622,081千円
無形固定資産　　12,805千円
(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業セグメントを基礎とし、資産のグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。
減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候に該当するか否かは、主として営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、経営環境等の著しい悪化に該当するか否か等により判断しております。
なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いる主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動等により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の経営成績等に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産　　11,639千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、事業計画における業績予測については、販売市場の需要予測および原料価格の市況推移の見込み等といった重要な仮定を用いております。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた解消時期および解消金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物・構築物	154,520千円
	機械装置	219,091千円
	土地	451,940千円
	計	825,551千円
その他担保に供している資産	建物・構築物	466,427千円
	投資有価証券	171,497千円
	土地	12,958千円
	計	650,883千円

担保対応債務は次の通りであります。

長期借入金(1年内返済予定分を含む)	1,024,860千円
計	1,024,860千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　　1,893,777千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数　　(普通株式)　　4,413千株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・配当の総額	17,623千円
・1株当たり配当額	4円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	44,058千円
・1株当たり配当金	10円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　2,010,000株

4. 自己株式　　(普通株式)　　7千円

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,688千円
未払費用	3,154千円
貸倒引当金	13千円
未払事業税	11,447千円
減損損失	0千円
退職給付引当金	3,524千円
投資有価証券評価損	5,364千円
その他	1,765千円
繰延税金資産小計	31,958千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,378千円
評価性引当額小計	△5,378千円
繰延税金資産合計	26,579千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	14,940千円
繰延税金負債合計	14,940千円
繰延税金資産（△：負債）の純額	11,639千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

① 当社は、主に食品事業、マット事業の設備投資計画に照らし、第三者割当による増資および銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用し、短期的な運転資金については銀行借入により調達しております。

② デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機的な取引は行わない方針であり、為替変動リスクの軽減のため利用しております。

(2) 金融商品の内容およびリスクならびにリスク管理体制

① 営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿って回収および残高の管理を行い、リスク低減を図っております。

② 投資有価証券は主として取引先企業との業務等に関連する長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、毎月時価の状況を把握し、保有状況を見直しております。

③ 営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されており、リスク軽減のため相場の状況により先物為替予約取引を行っております。

④ 借入金および社債は、主に短期のものは運転資金であり、長期のものは設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

⑤ リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

⑥ デリバティブ取引は通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引（主に包括予約）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注)2参照)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	217,940	217,940	―
資　産　計	217,940	217,940	―
(1) 社債			
(1年内償還予定の社債を含む)	70,000	68,349	△1,650
(2) 長期借入金			
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	951,198	950,955	△242
(3) リース債務			
(1年内返済予定のリース債務を含む)	2,862	2,862	―
負　債　計	1,024,060	1,022,167	△1,892

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「長期貸付金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	217,940	―	―	217,940
資産計	217,940	―	―	217,940

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債を含む)	―	68,349	―	68,349
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	―	950,955	―	950,955
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	―	2,862	―	2,862
負債計	―	1,022,167	―	1,022,167

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金およびリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、社債の発行、またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当事業年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	㈱ゴーゴーカレーグループ	被所有 直接 16.10%	製品の販売先	製品の販売	221,288	売掛金	21,651

2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	サハキットウィサーンカンパニーリミテッド	― (注)1	商品の購入先	自動車用品の購入、原材料の支給(注)2	117,621	―	―

(注) 1. サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドは、2025年9月30日付で当社が保有する全株式を売却したため、同日以降は関連当事者に該当しておりません。
また、取引金額につきましては、関連当事者であった期間の取引に基づき記載しており、期末残高につきましては、期末日時点で関連当事者に該当しないため、記載しておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計
	食品事業	産業資材事業	マット事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,284,981	533,286	578,696	2,396,965	―	2,396,965
その他の収益	―	―	―	―	2,704	2,704
外部顧客への売上高	1,284,981	533,286	578,696	2,396,965	2,704	2,399,669

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を含んでおります。
2. その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 産業資材事業

産業資材事業においては、主に黄麻製品および大型包装資材等の販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

MA米用フレコン袋の販売については他の当事者が関与しております。MA米用フレコン袋の製造、出荷・配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社は在庫リスクおよび価格設定の裁量権を有しておりません。当該当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。MA米用フレコン袋に関する取引の対価は、船積み後、概ね１か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) マット事業

マット事業においては、主に自動車用マットの販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(3) 食品事業

食品事業においては、スパゲッチ、カレー・レトルトソース等の製造および販売を行っております。このような製品の製造および販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。フスマの販売については他の当事者が関与しております。フスマの製造、出荷、配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社は在庫リスクおよび価格設定の裁量権を有しておりません。当該当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。フスマに関する取引の対価は、概ね１か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

（単位：千円）

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	384,646	346,722

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	479円49銭
1株当たり当期純利益	132円48銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

別紙３

日本製麻分割準備株式会社

貸　借　対　照　表

（2026 年 5 月 8 日現在）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	１百万円	資本金	１百万円
資 産 合 計	１百万円	負債・純資産合計	１百万円

以　上